

事 務 連 絡

平成21年5月20日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

・補償課長補佐(医療福祉担当)

新型インフルエンザに関連する労災診療費の取扱いについて

インフルエンザ A (H1N1) ウイルスに係る労災補償業務における留意点については、平成21年5月11日付け業務担当補佐、医療福祉担当補佐及び職業病認定対策室長補佐名連名事務連絡において指示したところですが、入院加算の取扱いについて、別添の示すところを踏まえ、労災診療費を算定していただくようお願いします。

〈別添〉

平成21年5月11日付け保険局医療課名事務連絡「新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて」

※ 別添資料内「第二種感染症指定医療機関」については、厚生労働省ホームページ（新型インフルエンザに関する情報＞医療従事者の方へ＞感染症医療機関の指定状況＞第二種感染症指定医療機関 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02-01.html>）を参照のこと。



別 添

事 務 連 絡
平成21年 5 月 11 日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて

今般、新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

(問 1) 新型インフルエンザ患者を第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院させた場合、A 2 1 0 の 2 二類感染症患者入院診療加算を算定できるか。

(答) 第二種感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として位置づけられており、A 2 1 0 の 2 二類感染症患者入院診療加算は、こうした患者を入院させた場合を評価した点数であることから、新型インフルエンザ患者を入院させた場合でも当該点数は算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。

(問 2) 新型インフルエンザ患者を個室に入院させた場合には、A 2 2 0 - 2 二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるか。

(答) 問 1 と同様に、算定できる。ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。なお、A 2 1 0 の 2 二類感染症患者入院診療加算との併算定も、要件を満たせば可である。

(問 3) 新型インフルエンザの疑いのある患者を個室に入院させた場合に、A 2 2 0 - 2 の二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるか。

(答) A 2 1 0 の 2 二類感染症患者入院診療加算と同様、疑似症患者であっても算定できる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年十月二日)

(法律第百十四号)

(定義)

第六条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第八条

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

(入院)

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。(以下、略)

診療報酬の算定方法

(平成二十年三月五日)

(厚生労働省告示第五十九号)

A 2 1 0 難病等特別入院診療加算(1日につき)

2 二類感染症患者入院診療加算 250点

注

2 二類感染症患者入院診療加算は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第14項に規定する第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症の患者及びその疑似症患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)*のうち、難病等特別入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

※(注)「第14項」は、告示後の法改正において「第15項」に改められた。

A 2 2 0—2 二類感染症患者療養環境特別加算(1日につき) 300点

注 二類感染症患者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している感染症法第6条第3項に規定する二類感染症に感染している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。))のうち、二類感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、必要を認め個室の病室に入院した場合に所定点数に加算する。